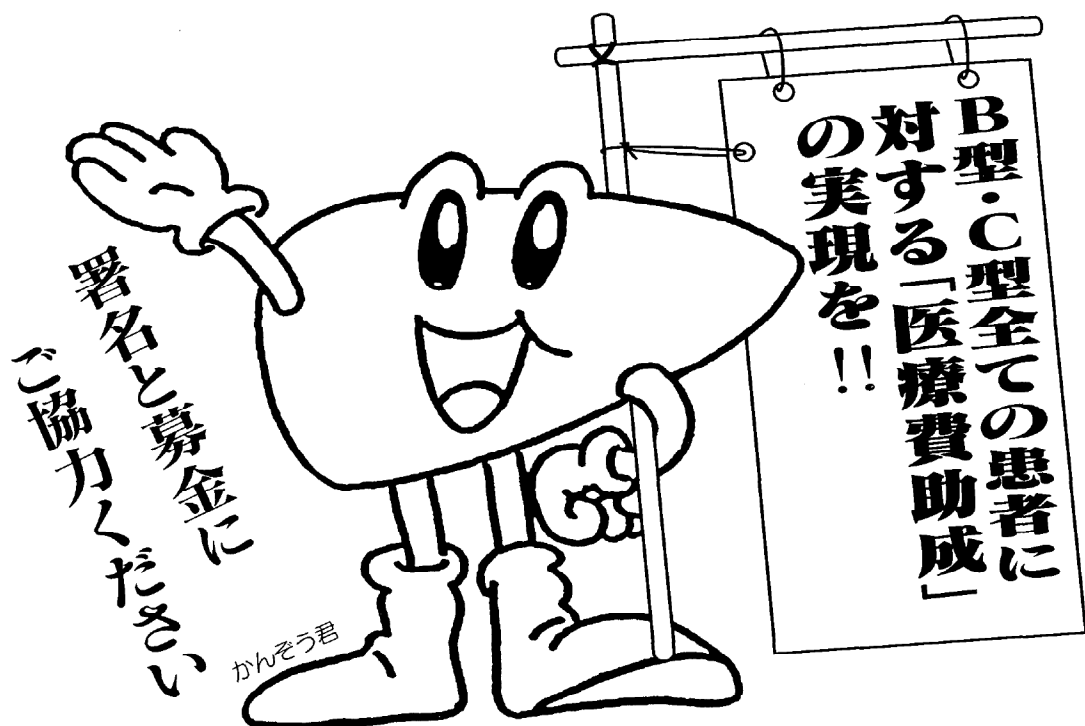


新たなウイルス肝炎総合対策の推進を求める

国会請願署名・ 募金活動



平成20年4月30日までにお届けください

ウイルス肝炎(B型、C型)の患者・感染者(キャリア)は、大半が自ら防ぎようのない原因で感染した『医原病』で苦しんでいます。私たちは、患者・感染者の救済と治療体制の確立などウイルス肝炎総合対策推進のために活動しています。

日本肝臓病患者団体協議会

〒161-0033 東京都新宿区下落合3-14-26-1001
TEL 03-5982-2150

【取扱団体名】

平成20年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

新たなウイルス肝炎総合対策の推進を求める

請願書

請願団体 日本肝臓病患者団体協議会

〒161-0033 東京都新宿区下落合3-14-26-1001
電話 03 (5982) 2150

請願人氏名

①

請願人住所

紹介議員

①

【請願の趣旨】

わが国のB型、C型ウイルス肝炎患者・感染者は350万人以上と推定され、感染経路は針・筒を替えない不潔な集団予防接種や輸血・血液製剤、不適切な医療行為など、患者は自ら防ぎようのない原因で感染した『医原病』といえます。肝硬変・肝がんの死亡数は年間4万人を超え、その9割以上がB型、C型肝炎ウイルスに起因しています。

すでに肝炎を発症している患者と肝硬変、肝がんに行進した患者たちは、長期の療養に苦しみ、生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面しています。また、ウイルス肝炎患者・感染者は社会生活のあらゆる場面で偏見・差別に苦しんでいます。

B型、C型を含め、ウイルス肝炎感染の原因とその被害の蔓延の責任が国にある以上、一刻の遅滞もなく、国が患者・感染者の生活と医療を受けるための支援策を実現するべきです。

よって、私たちは、別記事項を請願するものです。



請 願 項 目

1. ウイルス肝炎に対する新しい治療薬、治療法の研究・開発を促進し、早期に健康保険の適用としてください。
2. 肝硬変や肝がんに行進したB型・C型肝炎患者に対する治療について医療費支援を検討してください。
3. ウイルス肝炎患者の障害年金制度など生活支援対策を検討してください。
4. 全国どこでも肝炎の専門治療が受けられる治療体制を早急に整備してください。
5. ウイルス肝炎患者・感染者のための相談支援体制をつくってください。
6. ウイルス肝炎患者と感染者に対する社会的偏見や差別をなくしてください。

全国350万人のウイルス肝炎・感染者(キャリア)、肝硬変・肝がん患者と家族の救済のために!!

《請願項目のポイント》

- ① 治療薬・治療法の開発促進と早期保険適用を
難治性のB型、C型肝炎に効果のある治療薬が開発されましたが、完治の決め手になる治療法は未だ確立されていません。有効性が期待できる治療薬、治療法の研究・開発などの積極的な支援と早期に保険適用してください。
- ② 肝硬変や肝がんに行進したB型・C型肝炎患者に対する医療費支援を
慢性肝炎、肝硬変・肝がんは一連の病気です。肝硬変・肝がんの患者は長期の療養を余儀なくされ治療費も高額です。そのため、治療費負担に苦しみ生活基盤を失うなど経済的にも多くの困難に直面しています。
- ③ 肝炎患者に対する生活支援対策の拡充を
肝臓病患者は生活保障として障害年金を受給できますが、認定基準が厳しくなかなか受給できません。認定基準を緩和して支給対象を拡大してください。
- ④ どこでも専門医療が受けられる治療体制の整備を
患者や新たに肝炎ウイルス検査で発見された感染者が生活圏で適切な治療や健康管理が受けられる診療体制の整備の遅れが指摘されています。自治体任せでなく、国の責任で治療体制を整備してください。
- ⑤ 肝炎患者・感染者(キャリア)のための相談支援窓口を
ウイルス肝炎に対する正しい知識の普及・啓発と受療機関の選び方や受療支援制度の利用を促進するために、全国にウイルス肝炎に関する公的な専門相談支援窓口を開設してください。
- ⑥ 肝炎患者・感染者(キャリア)に対する偏見と差別の解消を
ウイルス肝炎の正しい知識の普及・啓発の遅れから、患者・感染者に対する偏見と差別は解消されていません。学校や職場、雇用主、家族などに対して、ウイルス肝炎の正しい知識を普及するために、ウイルス肝炎に関して就学・就労支援マニュアルを作成し、対象施設に対して研修会など行ってください。

ご家族のみならず、ご自身様にもお願いいたします

(氏名・住所は自筆でお願いします。「ミ」「タ」とは書かないでください)

氏名	住所	募金欄



●署名にあたってのお願い
ご家族と一緒に署名して下さる場合「同上」「〃」「々」などとせず、住所はきちんとお書きください。住所は、市町村から書いても可です。

募金にもご協力ください

募金は今回の国会請願署名に必要な費用(署名用紙など)として使わせていただくほか、活動を進めるための貴重な資金として、活用させていただきます。なお、用紙不足の場合は事務局にご請求下さい。片面のみのコピーは無効となります。

○署名用紙に記入された氏名・住所は、請願として国会に提出する目的以外に使用されることはありません。